

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」
(令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食
品安全審議官通知。令和 7 年 6 月 1 日施行後。)(一部抜粋)

ロ 製造管理に関する事項（施行規則第 66 条の 5 関係）

(1) 法令の趣旨及び内容等

i 器具又は容器包装を製造する営業者は、取り扱う製品及びその使用方法等に応じた製造管理を行うこと。

ii 本基準の対象となる営業は、施設を有し、食品又は添加物用として器具又は容器包装を製造する営業であること。また、製造している製品が、器具又は容器包装として最終的な製品であること。ここでいう最終的な製品とは、封じる行為を行う前のものをいう。また、この場合の製造とは、製造業務を他社に委託する場合を含む。

iii 法第 57 条の営業届出の対象の器具又は容器包装を製造する営業を営む営業者が法第 52 条第 1 項第 1 号（一般衛生管理）及び第 2 号（適正製造管理）の対象となり、これ以外の器具又は容器包装を製造する営業を営む営業者は、同第 1 号（一般衛生管理）のみ対象となること。

(2) 運用上留意すべき事項

i 施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項の各号における取組内容に関することについては、別途通知すること。

ii 施行規則第 66 条の 5 第 2 項第 4 号の規定による製造される器具又は容器包装について販売先に提供する必要がある情報には、使用可能な食品、温度範囲等の食品衛生上必要な情報が含まれる。これらの国民の健康の保護の観点から消費者に周知が必要な情報が事業者間で伝達されるよう、関係事業者に周知徹底されたいこと。

iii 施行規則第 66 条の 5 第 1 項第 7 号及び第 2 項第 5 号に規定する対応方法には、器具又は容器包装等の回収に着手した旨及び回収の状況を保健所へ報告することを含めることが望ましいこと。